

検討委員会からのお知らせ

- ・歯リハ1の算定にあたっては「Du1」病名ではなく、「義歯不適合」病名でお願いします。

例) 「7~4 | 4~7 義歯不適合」 「7~7 義歯不適合 | 3 4 部 Du1」
「7~7 義歯不適合-Du1」等は可

「7~7 Du1」は不可

- ・コンビネーション修復時の KP のう蝕無痛加算 (+40 点) または充形のう蝕無痛加算 (+40 点) は算定不可です。
- ・加圧根充時に手術用顕微鏡加算+400 点や Ni-Ti ロータリーファイル加算+150 点を算定する場合、CT の算定が必須となります。過去 6 か月以内に算定がない場合、審査上疑義が生じないように「〇年〇月 CT 算定済」等の摘要欄記載をお願いします。
- ・新製有床義歯管理料は同一初診中は 1 年以内の再算定は不可となります。歯リハ 1 での対応をお願いします。

～ 疑義解釈 ～

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」

問 11 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準、地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科外来診療環境体制加算、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所及び在宅療養支援歯科診療所の施設基準に規定する研修について、オンライン会議システムやWEB配信を含む e-learning 形式等を活用し、研修を実施することは可能か。

(答) 可能。オンライン会議システムや e-learning 形式等を活用して研修を実施する場合、出席状況の確認、研修時間の確保、受講者からの質問への対応、研修内容の理解度の確認等が行えるような形式で実施すること。

例えば、

- ・オンライン会議システムを活用する場合、受講者は原則としてカメラをオンにし、主催者が出席状況を確認できるようにする。
- ・e-learning 形式の場合、主催者が、受講者の学習時間、進捗状況を含め受講前後のテスト等の実施により研修の完了を把握する。
- ・受講者からの質問等について、オンライン会議システムの場合は、チャットシステムや音声発信を用いることや、e-learning形式の場合は、別途質問を受け付け、回答できるような運用を行い、必要に応じ質問・回答について研修会のWebページに掲載する。

などが考えられる。